

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税・帳簿の不提示は不保存の判決

Q：調査の際に帳簿等を提示しなかった場合、消費税の仕入税額控除が認められるかどうか争われていた裁判の判決を教えてください。

A：調査の際に帳簿を提示しないのは帳簿書類等を保存しない場合に該当し、仕入税額控除は認められないとの判決が下されました。

【解説】

この訴訟を起こしていたのは、ガソリンスタンドを営む白色申告の個人事業者で、平成元年から3年分の所得税についての推計課税と消費税についての同課税期間における仕入税額控除の否認を不服として訴えていたものです。

調査非協力に端を発した事案ですが、注目されるのは、帳簿閲覧ができなかったことから反面調査をもとに総所得金額を推計して所得税を更正する一方で、消費税についても事業所得の総収入金額をもとに課税標準額を推計、仕入税額控除金額をゼロにしたことに対して、裁判所が初めて判決を下したということです。

福岡地裁は、「本件の場合、調査官が再三にわたり、仕入税額控除に係る帳簿書類等の提示を求めたにもかかわらず、何ら正当な理由がないのにこれに応じなかったのは、帳簿書類等を保存しない場合に該当するといふべきである」として、原告の主張を全面的に斥けました。

